

補助金の交付状況に係る調書【令和3年度交付分】

補助金の名称		火の見やぐら等安全対策事業費補助金		市の担当部課	消防署 企画調整担当		
				問い合わせ先	65-0119		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		二の宮町内会		代表者名	会長 板津幸利		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市火の見やぐら等安全対策事業費補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		特定団体への補助	補助開始年度	平成30年度	補助終了年度	令和5年度	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		火の見やぐらが設置されている町内等が限定されているため。					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		地震や風水害時に、倒壊の恐れがある老朽化した火の見やぐらの撤去を推進し、市民の生命、財産を守る。					
補助金の額 ()は一般財源の額		令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度予算		
		0 円	0 円	305,000 円	500,000 円		
		(0 円)	(0 円)	(305,000 円)	(500,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		令和3年8月7日、犬山市字堂屋敷地内(楽田二の宮地区)の老朽化した火の見やぐらの撤去が完了した。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		611,600 円			
		うち補助事業全体の経費		611,600 円			
		うち補助対象経費		305,000 円			
		補助対象経費の内訳		解体撤去費(264,000円)			
				基礎撤去、舗装工事(347,600円)			
補助額の算出方法		補助率、補助額		撤去工事に要した経費の1/2			
		補助限度額		500,000			
		精算の有無(変更交付)	有	その理由	金額に変更があった場合は変更承認申請書が必要。		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		老朽化した火の見やぐらが撤去されたことで、風水害時の倒壊等の住民の不安が解消した。					
その他参考事項		市内には17の火の見やぐらが存在している。					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		0 円			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		0 円			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			無		

※令和3年度の実績に基づき作成しています。